



新潟県立村上桜ヶ丘高等学校

令和 6 年 4 月 1 日

村上桜ヶ丘高等学校長

令和5年度の本校におけるいじめ認知件数についてお知らせします

- 令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）に、本校で認知した「いじめ」（「いじめ類似行為」を含む）は20件でした。
- 「いじめ」とは、『いじめ防止対策推進法』第2条で定めるものです。また、『新潟県いじめ等に関する条例』第2条2項で定められた「いじめ類似行為」を含みます。
- 本校では、引き続き全ての教職員が「いじめほどの子供にも、どの学校においても起こり得る」という事実と認識を踏まえ、関係法令および「新潟県立村上桜ヶ丘高等学校いじめ防止基本方針」に従い、生徒の人間としての尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに学校組織をあげて取り組んで参ります。

本件についてのお問い合わせ先

教頭 加藤

電話(0254)52-5202（直通）